

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆第九号)(衆議院提出)

要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の給料月額の一部を特別職の秘書官に準じて改定すること。
- 二、平成二十二年十二月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三、平成二十三年度以後の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 四、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十号)附則第三項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定すること。
- 五、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。ただし、三は平成二十三年四月一日から施行すること。
- 六、平成二十二年十二月に受ける期末手当について特例を設けること。